作成日 西暦 年 月 日

受 託 研 究 費 （ 製 造 販 売 後 調 査 ） 算 出 内 訳 書

調査区分　　　　□医薬品　　　□医療機器　　　□副作用・感染症報告

□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　）

整理番号 所属：　　　　　　　　　　代表担当医師名：

品名

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 経費項目 | 金額（円） | 積 算 | 内 | 訳 |
| ［直接研究費］調査票作成経費 |  | 全予定症例数 例 （1症例あたり 調査票） |
| （全例調査の場合は該当する単価に☑を記入するのみで良い）　　20,000円×症例数（　　　）×1症例あたりの調査票数（　　　）□　医薬品使用成績調査　１症例１調査票　20,000円□　医療機器使用成績調査　１症例１調査票　20,000円□　副作用・感染症報告　１症例１調査票　20,000円30,000円×症例数（　　　）×1症例あたりの調査票数（　　　）□　医薬品特定使用成績調査　１症例１調査票　30,000円□　医療機器特定使用成績調査　１症例１調査票　30,000円その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　）　　　　　　　円×症例数（　　　）×1症例あたりの調査票数（　　　） |
| ① 直接研究費 |  |  |
| ② 事務費 |  | ①直接研究費×１０％ |
| ③ 管理費 |  | （①＋②）×３０％ |
| ④ 小計 |  | ①＋②＋③ |
| ⑤ 消費税 |  | ④×消費税率 ％ |
| 消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づく。 |
| 計 |  | ④＋⑤ |

・事務費：治験審査委員会等の事務処理に必要な経費等。

・管理費：機器損料、建物使用料、光熱水費、消耗品費、及び事務費に該当しない調査関連費。

・上記算出基準を基に算出することを基本とするが、調査の内容、調査依頼者からの要望などを鑑み、必要に応じて調査開始前に院内治験事務局と相談できるものとする。